

## 食と地域の交流促進対策交付金実施要領

平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2357 号  
最終改正 平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2716 号  
農林水産省農村振興局長通知

食と地域の交流促進対策交付金の実施については、食と地域の交流促進対策交付金実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2356 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、同交付金のうち食と地域の交流促進対策推進交付金（要綱第 2 の 1 及び 2 の事業）は別記 1 に、及び食と地域の交流促進対策整備交付金（要綱第 2 の 3 の事業）は別記 2 によるものとする。

### 別記 1 食と地域の交流促進対策推進交付金（要綱第 2 の 1 及び 2 の事業）

#### 第 1 事業実施の手続

##### 1 交流促進計画の内容及び提出手続等

(1) 事業実施主体は、要綱第 3 の事業実施提案書の選定を受けてから 1 月以内に以下に定める様式により、要綱第 5 の 1 の交流促進計画を作成し、要綱第 3 の地方農政局長等（以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。

ア 要綱第 2 の 1 の事業については、別紙様式第 1 号及び第 3 号とする。

イ 要綱第 2 の 2 の事業については、別紙様式第 2 号及び第 3 号とする。

(2) 事業実施主体は、(1)の提出を行う場合は、あらかじめ関係する団体等と調整を図るものとする。

(3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(2)の調整の結果について、必要に応じて提出を求めることができるものとする。

(4) 要綱第 5 の 3 の報告は、別紙様式第 4 号により行うものとする。

##### 2 交流促進計画の変更

要綱第 5 の 4 の農村振興局長が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。

(1) 事業費の 3 割を超える増減

(2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更

(3) 事業の廃止

##### 3 年度別交流促進計画の提出について

(1) 要綱第 5 の 5 の(1)の農村振興局長が定める毎年度の実施手続は、次のとおりとする。

ア 年度別交流促進計画の提出は、別紙様式第5号及び第6号により行うものとする。

イ また、年度別交流促進計画の作成に当たっては、交流促進計画の提出後における社会経済情勢の変化等を勘案し、当該交流促進計画について精査するとともに、その結果、事業内容、事業費等を変更する必要がある場合には、変更後の内容を記載するものとする。

(2) 要綱第5の5の(2)の報告は、別紙様式第7号により行うものとする。

#### 4 交付金交付決定前の実施

(1) 交付対象事業の実施は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定の前に実施する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した食と地域の交流促進対策交付金交付決定前実施届（別紙様式第8号。以下「交付決定前実施届」という。）をあらかじめ事業実施主体から地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (1)により交付決定前実施届の提出を受けた地方農政局長等は、交付金交付決定前に実施する必要性を検討のうえ、農村振興局長に交付決定前実施届を別紙様式第9号により提出するものとする。

## 第2 助成

### 1 助成対象経費

要綱第6の農村振興局長が別に定める経費は次のとおりとする。

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食糧費（茶菓子等）、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車並びに事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当（退職手当を除く））

10	共済費等	共済組合組合負担金、社会保険料、損害保険料
11	補償費	借地料等
12	資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費
13	機械賃料	作業機械、機材等賃料経費
14	研修手当	実践研修に要する経費の手当

## 2 助成の上限額

要綱第2の1の事業について本交付金の各年度の助成の額は、1事業実施主体当たり220万円を上限とする。

ただし、交流促進計画に基づく活動の実施により収益が生じ、かつ、この収益相当分を当該事業に要する経費から控除した金額が交付決定額以下の場合、当該金額を助成の上限とする。

## 第3 完了報告

要綱第7による完了報告は、別紙様式第10号により、全ての事業が完了した年度の翌年度の5月末までに行うものとする。

## 第4 事業実施結果の評価

1 要綱第8の1による事業の評価については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 交流促進計画に定められた目標の達成状況
- (2) 目標達成のための取組状況
- (3) 事業実績
- (4) その他必要な事項

2 事業の評価の報告は、別紙様式第11号及び第12号により、各年度の翌年度の5月末日までに行うものとする。

3 要綱第8の2の報告は、別紙様式第13号により速やかに行うものとする。

4 要綱第8の2による評価結果等の公表については、地方農政局等（事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合は農林水産省農村振興局、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局、その他の場合にあつては地方農政局をいう。以下同じ。）のホームページ等において行うものとする。

5 要綱第8の3の第三者機関は、要綱第8の1に基づき報告された評価について、その評価及び検証を行い、別紙様式第14号及び第15号により地方農政局長等に報告するものとする。

## 第5 他事業との連携

要綱第10の農村振興局長が定める事業とは、次に掲げるものとする。

- 1 地域における男女共同参画促進総合支援経費のうち連携支援事業
- 2 地方独自の小学校の宿泊体験活動への取組に対する特別交付税措置
- 3 豊かな体験活動推進事業
- 4 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項の規定に基づき認定された総合化事業計画
- 5 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
- 6 地域新成長産業創出促進事業
- 7 社会貢献型事業への日本政策金融公庫による融資制度
- 8 集落活性化推進事業
- 9 観光地域づくりプラットフォーム支援事業
- 10 生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業
- 11 その他都市農村交流等の促進に資する各府省の事業

## 第6 事業の状況報告

地方農政局長等は、事業の遂行状況について農村振興局長から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

## 第7 集落協定

要綱別表の1の農村振興局長が定める集落協定は、都市農村交流等を促進するため、集落が合意した交流促進計画及び以下の事項を定めた規約等とする。

- (1) 目的
- (2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- (3) 意思決定方法
- (4) 解散した場合の地位の承継者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) (1)から(5)までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

## 別記2 食と地域の交流促進対策整備交付金（要綱第2の3の事業）

### 第1 事業実施の手続等

- 1 交流促進計画の作成及び提出手続等
  - (1) 事業実施主体は、要綱第3の事業実施提案書の選定を受けてから1月以内に別紙様式第16号及び第17号により、要綱第5の1の交流促進計

- 画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)の提出を行う場合は、あらかじめ関係する団体等と調整を図るものとする。
  - (3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(2)の調整の結果について、必要に応じて提出を求めることができるものとする。
  - (4) 要綱第5の3の報告は、別紙様式第18号により行うものとする。

## 2 交流促進計画の変更

要綱第5の4の農村振興局長が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業費の3割を超える増減
- (2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更
- (3) 事業の廃止

## 3 工事实施の手続

- (1) 事業実施主体の長は、本事業に係る工事に着手するときは、速やかにその旨を別紙様式第19号により、地方農政局長等に届け出るものとする。
- (2) 事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別紙様式第20号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

地方農政局長等は、本工事の竣工検査を実施し、不適正な事態がある場合は、手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

## 4 交付金交付決定前の実施

- (1) 交付対象事業の実施は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定の前に実施する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前実施届を別紙様式第21号によりあらかじめ事業実施主体から地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) (1)により提出を受けた地方農政局長等は、交付金交付決定前に実施する必要性を検討の上、農村振興局長に交付決定前実施届を別紙様式第22号により提出するものとする。

## 第2 助成

国は、毎年度の予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費の2分の1以内とする。

## 第3 完了報告

要綱第7の規定による完了報告は、別紙様式第23号により、事業実施

年度の翌年度の5月末までに行うものとする。

#### 第4 事業実施結果の評価

- 1 要綱第8の1の評価については、次に定めるところにより行うものとする。
  - (1) 交流促進計画に定められた目標の達成状況
  - (2) 目標達成のための取組状況
  - (3) 施設ごとの実績・効果（施設等の利用計画の達成状況、収支決算状況等）
  - (4) その他必要な事項
- 2 事業の評価の報告は、別紙様式第24号及び第25号により、目標年度の翌年度の5末日までに行うものとする。
- 3 要綱第8の2の報告は、別紙様式第26号により速やかに行うものとする。
- 4 要綱第8の2による評価結果等の公表については、地方農政局等のホームページ等において行うものとする。
- 5 要綱第8の3の第三者機関は、要綱第8の1に基づき報告された評価について、その評価及び検証を行い、別紙様式第27号及び第28号により地方農政局長等に報告するものとする。

#### 第5 実施基準等について

要綱別表の3の農村振興局長が定める基準は、次に掲げるものとする。

- 1 一般基準
  - (1) 本事業は、交流促進計画に基づき、都市農地の保全や都市農業の振興を促進するために必要な事業を効率的に実施するものとする。
  - (2) 事業実施区域は、行政区域の全部又は一部について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により区域区分が定められている市町村等であること。
  - (3) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき指定された生産緑地地区の区域を対象とすることを基本とするが、生産緑地地区以外の地区においても、都市農地の保全及び都市農業の振興の促進を図る観点から、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年11月1日付け14農振第1452号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえて、簡易な基盤整備等を行うことができるものとする。

ただし、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に規定する農業振興地域（都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域の部分を除く。）は事業対象にしないこととする。

- (4) 市民農園等整備については、(2) 及び (3) にかかわらず、行政区  
域の全部又は一部について、同法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による  
都市計画区域に指定されている市町村等の区域のうち、農業振興地域の  
整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地域以外の地区  
において事業を実施することができる。
- (5) 本事業の受益戸数は、3 戸以上とする。
- (6) 生産緑地地区以外の区域で簡易な基盤整備、防災設備整備又は水辺環  
境整備を行う際は、農地所有者と事業実施主体等において、本事業によ  
る整備実施後 8 年以上の営農継続が確実であること。
- (7) 交付対象とする施設は、原則として耐用年数がおおむね 5 年以上のも  
のとする。
- (8) 自力若しくは他の助成によって実施中の施設等又は既に完了した施設  
等を本交付金に切り替えて交付対象とすることはできないものとする。
- (9) 本事業の事業費は、関係都道府県において使用されている単価及び歩  
掛かりを基準として、当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行  
価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的  
に合致したものでなければならない。
- (10) 本事業は、厳正かつ適確な実施を期するとともに、事業の目的が十分  
に達成されるよう完了後における経営管理に必要な措置を講じるものと  
する。

2 要綱別表の 3 の (1) については、次のとおりとする。

- (1) 防災兼用井戸の整備については、防災協力農地等の協定（災害時の避  
難場所、仮設住宅建設用地又は復旧用資材置場としての農地の活用に関  
するものに限る。）を地方公共団体、農業協同組合等と結んでいること。
- (2) 生産緑地地区以外の地区における市民農園等整備については、次の基  
準をすべて満たす場合に行うことができるものとする。

ア 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年  
法律第 58 号）第 3 条第 3 項の特定農地貸付けの承認又は市民農園整  
備促進法（平成 2 年法律第 44 号）第 7 条第 3 項の市民農園の開設の  
認定を受けていること。

イ 開設主体が市民農園の用に供する農地について所有権を得ているも  
の又は賃借権の設定等（契約期間が 8 年以上のもので、正当な事由が  
ない限り土地所有者が土地の返還を求めない旨定められているものに  
限る。）を受けていること。

ウ 市民農園等整備のうち交流加工体験施設については、市民農園整備  
促進法第 2 条第 2 項第 2 号の市民農園施設とは別に扱うものであり、

既存の市民農園の活用又は市民農園開設の際の連携施設として市民農園に隣接して整備するものであること。

## 第6 事業の状況報告

地方農政局長等は、事業の遂行状況について農村振興局長から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。